

【課題】以下の文章を英訳してください。

第 15 条 不可抗力

売主は、輸出禁止、政府による命令、法律、規則、戦争、緊急事態の勃発、暴動、ストライキ、労働争議、天災、火災、爆発、洪水、台風、地震、伝染病を含み、これらに限定されない売主の合理的な支配を超える事由が生じた場合、本契約に基づく義務に関するいかなる遅滞、不履行またはその他の違反について、責任を負わないものとする。

上記の当該事由により影響を受けた売主は、当該事由が発生した後 30 日以内に、状況を書面により買主に対し通知するものとし、不可抗力事由が停止した場合、その履行できない状態を改善することに最善の努力をするものとする。

当該状況が 2 カ月以上にわたり継続する場合、買主は、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

※解説編

【課題】以下の文章を英訳してください。

第 15 条 不可抗力

売主は、輸出禁止、政府による命令、法律、規則、戦争、緊急事態の勃発、暴動、ストライキ、労働争議、天災、火災、爆発、洪水、台風、地震、伝染病を含み、これらに限定されない売主の合理的な支配を超える事由が生じた場合、本契約に基づく義務に関するいかなる遅滞、不履行またはその他の違反について、責任を負わないものとする。上記の当該事由により影響を受けた売主は、当該事由が発生した後 30 日以内に、状況を書面により買主に対し通知するものとし、不可抗力事由が停止した場合、その履行できない状態を改善することに最善の努力をするものとする。当該状況が 2 カ月以上にわたり継続する場合、買主は、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

↓

Article 15 Force Majeure

Seller shall not be responsible for any delay, non-performance or any other breaches with regard to the obligations hereunder in case of occurrence of events beyond the reasonable control of Seller including, but not limited to, prohibition of export, governmental orders, laws, regulations, war, outbreaks of a state of emergency, riots, strike, labor troubles, acts of God, fire, explosion, floods, typhoons, earthquakes and epidemics. Seller affected by such event as described above shall notify Buyer of the circumstances in writing within thirty (30) days after occurrence of such event, and upon cessation of the force majeure, Seller shall endeavor to make best efforts to improve such inability of performance. If such circumstances continue for two (2) months or longer, Buyer may terminate this Agreement by giving a written notice to Seller.

【解説】

○1 文目

・長文：主節の主語と動詞を確認

「売主は、・・・について、責任を負わないものとする」

・ shall 助動詞「するものとする」義務

否定 shall not 「しないものとする」「してはならない（禁止）」

← may 助動詞「することができる」権利・可能

否定 may not 「することができない」

「してはならない」（禁止）

・ responsible for/liable for

・「に関して」 with regard to, with respect to など

・ hereunder : under + here (this Agreement)

・「場合」 if, when

in case of, in the event of, upon など

・「合理的な」 reasonable

← 「最善の努力」 best efforts

「合理的な努力」 reasonable efforts

・「を含み、これ（ら）に限定されない」 including, but not limited to,

「など」

←コンマの挿入位置に注意

○2 文目

・ **thirty (30)** : 英文の契約書の場合、数字を記載する際、
カッコ内に数字

・ 「・・・を～に対し通知する」 **notify**～of・・・

・ 「書面により」 **in writing**

← 「口頭により」 **orally**

(「書面による通知」 **written notice**)

・ 「中断、停止」 **cessation**

← 紛争、戦争の停止などを意味する

・ 「・・・しようと努める」 **endeavor to** 動詞

・ 「努力する」 **make efforts (an effort)**

○3 文目

・「2 カ月以上」 two (2) months or longer

←not less than two (2) months など

←longer than two (2) months 「2 カ月超」

・「解除する」 terminate

←「取り消す」 cancel

←expire 「終了する」